### (町会総会での付議事項)

- 第8条 次の事項は、総会の決議を必要とする。
  - (1) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (2) 新年度の事業計画及び予算計画に関すること。
  - (3) 前年度の事業報告及び決算報告に関すること。
  - (4) その他総会の決議事項を必要とする重要事項。

## (会計)

第9条 部会の会費は、町会の会費その他の収入をもってこれに充て、処理および 監査は町会会計の一部として扱う。

# (補則)

第10条 この会則の施行に伴う必要な諸細目は、別に定める。

### 付則

この会則は、平成11年4月18日より施行する。

## 金杉会館消防計画

### 第1 目的および適用範囲

(1) 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、金杉会館(以下会館と称す) の防火管理についての必要な事項を定め、火災等の予防と人命の安全、被 害の軽減を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画に定める事項については、会館を利用し、出入りするすべての者 (以下利用者と称す)に適用する。

### 第2 管理権原者および防火管理者

- (1) 管理権原者は町会会長とする。
- (2) 防火管理者は町会会員の有資格者を選任しこれに充てる。

### 第3 管理権原者および防火管理者の業務と権限

- (1) 管理権原者
- ① 会館の防災管理業務については、すべての責任を持つものとする。
- ② 防火管理者を選任して、防火管理業務をおこなわせるものとする。
- (2) 防火管理者
  - ① 消防計画の作成および変更
  - ② 消火などの訓練の実施
  - ③ 自主検査の実施および管理権原者への報告、提案

次の項目を実施し、結果を管理権原者へ報告し、必要に応じ提案を行う。

ア 建 物 : 構造、外壁

イ 避難設備 : 非常口

ウ 電気設備 : 配電盤、分電盤

エ 火気使用設備器具 : ガスコンロ

才 消火設備等 : 消火器

- ④ 消防用設備等の自主点検、整備および法定点検の立会い
- ⑤ 火気の使用、取扱いの指導
- ⑥ 利用者に対する防災教育の実施
- ⑦ 管理権原者への報告および提案
- ⑧ 放火防止対策の推進